

国と地方の役割分担等について

導入のメリットと指摘される課題(問題点)

道州制が目指す国の姿

道州制と国家の統治機構との関係

国と地方の役割分担

目次

< 道州制ビジョン懇談会メンバー >

	石井 正弘	(岡山県知事、 全国知事会道州制特別委員会委員長) P 1
(座長)	江口 克彦	(PHP 総合研究所代表取締役社長) P 4
	大久保 尚武	(積水化学工業代表取締役社長) P 5
	金子 仁洋	(評論家) P 7
	河内山 哲朗	(山口県柳井市長 全国市長会副会長) P 8
	堺屋 太一	(作家・エコノミスト) P 9
	山東 良文	(国土計画協会特別会員) P 1 1
	高橋 はるみ	(北海道知事) P 1 6
	中村 邦夫	(松下電器産業代表取締役会長) P 1 9
	長谷川 幸洋	(東京新聞・中日新聞論説委員) P 2 1
	宮島 香澄	(日本テレビ報道局記者) P 2 2

< 道州制協議会メンバー >

北海道	南山 英雄	(北海道経済連合会会長) P 2 5
東北	幕田 圭一	(東北経済連合会会長) P 2 8
	丸森 仲吾	(宮城県商工会議所連合会会長) P 3 2
北陸	犬島 伸一郎	(北陸経済連合会副会長) P 3 3
中部	川口 文夫	(中部経済連合会会長) P 3 4
関西	村上 仁志	(関西経済連合会地方分権委員会委員長) P 3 9
	篠崎 由紀子	(都市生活研究所代表取締役社長) P 4 0
中国	福田 督	(中国経済連合会会長) P 4 2
四国	山下 直家	(四国経済連合会副会長) P 4 4
九州・沖縄	芦塚日出美	(九州経済同友会副代表幹事) P 4 6
	太田 守明	(沖縄経済同友会副代表幹事) P 5 1

国と地方の役割分担等について

ご氏名	石井 正弘
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p><メリット></p> <p style="text-align: center;">総論</p> <p>中央省庁の解体再編を含めた我が国統治機構全体の改革であり、現在の硬直化・画一化した中央集権型システムから地方が真に自立した地方分権型システムに転換することによって、この国のかたちを抜本的に変革し、国内においては、住民に身近な地方政府が住民とともにそれぞれの地域特性を生かした新たな地域社会を創造し、各地域が互いに切磋琢磨することで我が国全体の底上げにつながるとともに、国際社会においては、我が国の国益を守り、その確固たる地位を確立することができる。</p> <p style="text-align: center;">主に内政面での具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の広域自治体の規模や権限等による限界を解消し、広域的な地域課題に対して、現在のような国の省庁ごとの縦割り、単発的な対策ではなく、道州が広範な自治立法権に基づいて制度設計を含めて一元的・総合的に取り組むことにより、地域の実情や特性を踏まえた迅速で効果的な政策展開が可能となる。 ・国から広域自治体へ、広域自治体から基礎自治体への事務・権限の移譲を徹底することにより、国民生活に直接関わる行政運営がより地域・住民に近いところで行われることとなり、民主的なコントロールがより働きやすくなる。 ・広域自治体の規模の拡大により、道州内に存在する多種多様な資源(資金、人材、情報、文化等)をより効果的に活用した地域経営が可能となると同時に、新しい文化やビジネスチャンス、NPO活動が芽生え、地域の経済、社会が活性化し、自主性・自立性を高めた自治体による質の高い地域経営と相まって、東京一極集中を是正し、多極創造力拠点が各地に複数形成される。

	<p>< 課題（問題点） ></p> <p>全国知事会道州制特別委員会におけるこれまでの議論の中で、広域自治体としての道州を構築しようとする以上、巨大な区域を行政区域とした場合の住民の一体感、アイデンティティの喪失、政策決定主体が都道府県よりも住民から遠くなってしまうことによる住民自治の面でのデメリットは避けられないのではないかと意見があった。</p> <p>また、道州間の財政力格差の調整の困難性がこれまで以上に高まるのではないかと考えられ、このような道州制導入の課題、デメリットについても十分検証すべきとの意見もあった。</p>
<p>道州制が目指す国の姿</p>	<p>のメリットに記載したとおり。</p>
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>連邦制のように立法権、司法権の分割まで前提とするものではないが、行政権に関しては、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点に立って、事務の管理執行を担っている地方支分部局の廃止は当然のこと、企画立案を担っている中央省庁そのものの解体再編を含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。</p>
<p>国と地方の役割分担</p>	<p>「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、このことが、国と地方の二重行政解消にもつながるものである。</p> <p>その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。</p> <p>また、内政に関する事務について、道州が事務を自主的・</p>

	<p>自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州において広範に条例制定ができるようにしなければならない。</p>
--	--

国と地方の役割分担等について

氏 名	PHP総合研究所 江口克彦
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民と行政の距離が近づく（住民の参画意識） 2. 行政の努力が見える（透明性） 3. 行政が知ってもらおう努力をする（情報開示） 4. 地域が自分で財源を決める（自主独立） 5. 住民も行政も行動に責任を持つ（主体性の確保） 6. 住民と行政の意思で行動できる 7. 住民も行政も地域の実力を理解できる（受益と負担の一致） 8. 人材を積極的に民間から活用できる（官民交流） 9. 地域の個性化を推進できる 10. 住民も行政も自信と誇りが持てる 11. 知恵、創意工夫、面白さが生まれてくる <p>*問題点：道州間の財政等の調整（水平調整）</p>
道州制が目指す国の姿	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国どの地域も元気で、国民にとって楽しい国家 2. ヒト、モノ、カネ、情報が適度に分散する国家 3. 善政競争が道州間で行われる国家 4. 効率化競争（ムダの排除）が道州間で行われる国家 5. 快適さ競争（住みやすさ）が道州間で行われる国家 6. 個性化競争（地域の特質）が道州間で行われる国家 7. 国民にとって自由で、生きがいのある国家 8. 世界の国々と競争できる国家 9. 小さな政府の国家 10. 世界の国々にとって魅力的な国家
道州制と国家の統治機構との関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国は道州に助言はすれど、統治せず 2. 政府の最小限かつ普遍的法律の制定 3. 国家の方針決定と地域の方針遵守
国と地方の役割分担	<p>国の役割 外交、防衛、安全保障、危機管理、年金や医療保険などの国民基盤サービス、通貨、金融システムなどのルール設定と監視 等</p> <p>道州の役割 河川、道路、橋、通信基盤、空港整備・維持、生活環境整備、旧国有林野事業、公害対策、災害復旧、危機管理、能力開発、職業安定、雇用対策 等</p> <p>基礎自治体の役割 生活保護、社会福祉、自動福祉、老人福祉、保育所、幼稚園、消防、救急、生活廃棄物収集・処理、医療、保健所、小中学校、図書館、公園、都市計画、街路、住宅、下水道、公害対策、戸籍、住民基本台帳 等</p> <p>*住民が出来ることは住民が、住民が出来ないことは基礎自治体が、基礎自治体が出来ないことは道州が、道州が出来ないことは国がやる原則（補完性の原則）</p>

国と地方の役割分担等について（案）

氏名	大久保 尚武
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>【メリット】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各地域に自主自立の考え方が根付き、地域経営の実践により、地域密着の公共サービス、独自性を生かした国際競争力、が実現する。 2. 東京一極集中によるリスク（国への依存体質、災害対応）が回避できる。 3. 国家、地方それぞれの公務員のミッションが明確化し、政策立案機能が向上するとともに、行政経費が削減でき、財政再建に寄与する。 <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁の抵抗により、財源、権限、人材が道州に移管されず、ただの都道府県合併に終わる恐れがある。 （上記メリットが発現するかどうかは、道州制の設計の仕方と各道州の意思にかかっている。）
道州制が目指す国の姿	<p>第3回「道州制の導入に向けた第一次提言（日本経団連）」（出井委員説明）の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 広域経済圏ごとに個性ある地域づくりが進み、分散型国土・経済構造が形成され、国全体として国際競争力が向上する。 2) 国、道州、基礎自治体の役割分担と責任が明確になる一方、「共助」の仕組みとして、地域コミュニティの役割が増す。 3) 国・地方を通じた行財政改革が実現する。 4) 道州議会選挙等を通じ、住民が、地域づくりに係わる意思決定に、より関与できるようになる。
道州制と国家の統治機構との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制の導入は、究極の「国の形の見直し」である。前提として、国の機能の「選択と集中」を行ない、国益のための最小限のものに限定しなければならない。そのため、当然、中央省庁の再編を伴うことになる。 ・ 国の役割の限定、内政の道州移管に伴い、立法機能についても見直しが必要。

国と地方の役割分担

【基本的考え方】

- ・ 国の役割を、国益のための最小限のものに限定してまず決める。それ以外の役割は、原則として地方自治体が行なう。
- ・ 上記「国の役割」は、定期的に見直す。
- ・ 道州と基礎自治体との役割分担については、国が決めるのではなく、例を示すのみにとどめる。

【国の役割】

国の役割は、あくまで企画立案が中心であり、執行は、最大限、地方自治体、民間が担う。

皇室
外交
国防・危機管理
エネルギー政策
通貨・金融政策
国の財政税制
通商政策
移民政策
国家プロジェクト (地球環境問題、先端科学技術)
セーフティネット(医療、年金)
教育政策
司法

以上

国と地方の役割分担等について

<p>ご氏名</p>	<p>金子 仁洋</p>
<p>道州制のメリットと指摘される課題（問題点）</p>	<p>100年たった栄光の制度が疲労腐敗した。問題点が、噴出した。それは、権と財と人と、その集中によって集まる諸価値の偏在をもたらし、重複し、硬直化し、複雑化し、その陰に隠れた腐敗を生んだ。それを自覚した日本は、93年以来、身をよじて変身が続けてきた。ようやく基礎自治体の土台を固め、その上部構造に変身を促すところまできた。都道府県は、広域部分と基礎自治体部分とその他の部分に分身し、統治構造は、国と道州制と基礎自治体に三分される、そのための役割分担の明確化とそのシステムの構築を課題とするようになった。道州制ビジョンがこれらを牽引する。</p>
<p>道州制が目指す国の姿</p>	<p>道州制がもたらす国の姿は、アメリカ合衆国とEUとに、並び称される存在を目指す。 権と財と人と、それによってもたらされる諸価値は、国土にあまねく均分され、道州によって分担される地方は、すでに先進民主主義国を支えている諸地方に匹敵するものに生まれ変わる。</p>
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>道州によって、日本の統治構造は、ピラミッド型から台型に変身し、国政のほとんどは、全国の競争的共同管理となり、これによって身軽になった中央政府は、世界政治により存在感のあるコミットができるようになる。 その中枢は、少数精鋭となり、世界に展開する「官」と「民」の指導層が、交流しつつ国策の共同管理を進められるようになる。</p>
<p>国と地方の役割分担</p>	<p>国は、国政のフレームワークをにぎる外は、その活動の軸足を世界政治に移し、国政は、道州と基礎自治体が、その主役となって動かす。 道州は、敗戦後、国が担ってきた広域行政の主体となり、国民生活に身近な行政は基礎自治体はその主体となる。 国と地方の役割分担を決めてこれを実施するときは、現行都道府県を超える全国の受け皿を調べ、いっせいに行う。 受け皿の構築は、道州政特区推進法を活用して、地域住民の意思を主体にしながら漸次築き上げていくものとする。国と地方分の事務事業を分割実施する際、未だ受け皿の構築に至らない地区は、暫時国が補完し、民意の熟しを待つ。都道府県が止揚されるのは、諸作業が完遂されるときとする。</p>

国と地方の役割分担等について

氏名	河内山 哲朗
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	国の省庁再編をはじめとする改革、市町村合併など基礎自治体の改革が行われたが、都道府県の改革はこれからスタートである。道州制による「二重行政廃止」「都道府県内分権」など身近な基礎自治体中心の自治体制確立につながる改革になれば大きなメリットがある。
道州制が目指す国の姿	日本は、国の存立にかかわる国家の重要事項から一地域の地域振興まで広範に国家（中央政府）が責任を負い、権限を行使してきたが、「小さくて強い中央政府」が外交、安全保障、国土保全、経済財政政策の基本などを担っていく分権国家を目指すべきである。
道州制と国家の統治機構との関係	内政の基本原則としては、補完性の原理、近接性の原理にのっとりておおかたの仕事は基礎自治体が第一義的には担っていくべき。それを補完する形で道州を制度設計すべきである。 道州は、都道府県解体後（市町村への分権後の）の広域事務と、権限、人間、財源を移譲後の中央出先機関の事務事業を担う、小さな同州であるべき。
国と地方の役割分担	中央政府は日本国民を代表して、日本国の国益のため力強く「国の安全」「国際貢献」「国際社会との協調」「環境問題やテロ対策、貧困対策・・・」等国家の果たすべき役割に専念し、自治や国民福祉、教育、地域振興など内政は自治体に任せるべきである。

国と地方の役割分担等について

ご氏名	堺屋太一
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>道州制のメリット</p> <p>国家政府の簡素化、国家目的に沿った機能へと純化強化する。規格大量生産時代の東京一極集中行政を排し、各圏に首都機能を育てる。</p> <p>基礎自治体を強化し、政治行政を身近なものにする(Near is Better)。</p> <p>各地方(道州)で実態に適した規格基準や教育、福祉を実行する。人心を一新、国民に日本の革新性と未来希望を与える。</p>
道州制が目指す国の姿	<p>国は以下の17項目行う</p> <p>1. 皇室、2. 外交、3. 国防、4. 通貨の発行管理、5. 共通通商政策、6. 共通移民政策、7. 広域犯罪(日本版FBI)、8. 大規模災害対策、9. 究極のセーフティネット(基礎的生活保護)、10. 国家的プロジェクト、11. 高等司法、12. 民法・商法・刑法等の基本法、13. 市場競争確保、14. 財産権、15. 国政選挙、16. 国の財政、17. 国家統計及び記録</p>
道州制と国家の統治機構との関係	<p>国の機能は上記17項に限定、そのための機関のみを首都及び地方都市に置く。国家公務員数(自衛官を除き)は1/3以下とする。</p> <p>道州間の財政、行政の調整は「道州間調整会議」で行う。国は同会議のアドバイザーとなる。</p> <p>国の法令は、国会承認の法律と閣議承認の政令のみとし、省令や通達は廃止、自治体の条例によるものとする。</p> <p>租税は、国税(企業課税中心)、道州税(個人課税中心)、道州調整税(物品税、高額所得など)、市区町村税(財産課税中心)とし、徴税は道州に一元化する。</p>

<p>国と地方の役割分担</p>	<p>国は上記17項目に特化、それ以外の機能はなくする。</p> <p>教育、福祉、産業振興、公共事業、一般行政の主体は市区町村とする。</p> <p>高等教育、科学技術、広域の産業振興や公共事業、警察治安、電波管理、文化学術振興、対外文化交流及び市区町村間の調整は道州とする。</p> <p>市区町村及び道州の行財政を評価する民間調査機関を育成、行財政の監視に当る。</p> <p>道州の債券発行は道州が市場で行う(破産もあり得る)。市区町村の債券発行は、道州の認可制とする。</p> <p>道州は、国有財産(上記17項目の用に供するものを除く)を経済性時価によって買い取る。これによって国の債務の半分程度は道州に移管することになる。残金の国債については、国が保存し管理運用する。</p> <p>各道州は、それぞれに金融市場、情報発信機能、文化活動支援、公共施設規格、教育基準、福祉基準を定める。</p> <p>国には自治体を含めた公務犯罪や広域犯罪取締り機能を持つ。</p>
------------------	---

国と地方の役割分担等について

ご氏名	山東良文
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>】 メリット 前回提出の「州体制はどんな可能性をもたらすか」を修正再録</p> <p>1 明治以来の中央集権体制からの完全な脱却。人々の能力が解放され、日本再生の原動力となる。新しい可能性を追求する気風がみなぎるだろう。州間競争がダイナミズムを生む。</p> <p>2 州の創設で、中央一極に代わる、新しい多角的な力学関係に編成替えされる。各地域の特性が活かされた、豊かな日本が生まれる。 内外の企業の誘致、研究開発、産学連携、雇用の促進、農業の見直し等の産業面の振興とともに、教育、文化、医療、子育て、高齢者福祉、居住、環境、土地利用、社会資本等、<u>州を単位に新しい社会全体の設計に挑むことになる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（備考）州体制は政治行政の編成替えであり、版図の分割であるから、各界に、州の磁力による、事業所の立地転換、経営形態の組み換えが、全国的に起る可能性がある。社会経済の長期発展の土壌をつくる。</p> <p>3 州創設は「国際戦略に強い中央政府」確立の契機となる。また、主権国家間の外交関係とは別に、<u>市民レベルでのアジア等各地域との交流が、国際的な社会的連帯を深める。</u>他方、経済的地位の相対的低下の中で、隣国や世界の人々が憧れる質の高い魅力的な日本をつくることが期待される。</p> <p>4 州体制は、東京一極集中と地方の衰退から、日本を救う。<u>長期に亘る人口人材の流出による負の累積が、今日の地方衰退の根本原因である。州体制は、地方への人口人材の還流機構を形成する。</u> <u>州都は、「複数の中央」として、一大情報拠点となり、気鋭の士を惹きつける。人口・人材の地方還流が徐々に始まる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（備考）長期的には、ライフステージに応じた住み替え需要が日本の空間構造の再編成をもたらす一つの要因となる。</p> <p>5 危機管理に対応する日本列島分節体制。大災害その他、長い歴史の中で起り得るあらゆる非常事態に際して、<u>どこを分断されても、対応できる列島分節体制をつくる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（備考）1 <u>大災害に対して、州は第一次に責任を負う。</u> 2 <u>一乃至二の州都を、非常事態に備えた代替首都として、予定しておく。</u> 3 <u>すべての機能が一同に集まること自体を危険と考え、州創設を機会に、大学等に一定期間の地方での教育を求める地方分校システムを制度化する。</u> また、<u>企業の本社立地</u>について、首都圏立地と他地域立地の間に、<u>立地抑制と奨励との、相互の負担と支給を関連づける基金を設ける等、大地震やあらゆる非常事態を軸に、集中を排除する措置を講じる。</u></p>

	<p>4 非常事態における<u>政府権能の州首長への授権</u>について検討しておく。</p> <p>6 州首長の個性が、社会を変える。九州の福沢諭吉、近畿の松下幸之助、東北の新渡戸稲造、時代時代の州と日本が求める人物が選ばれよう。<u>グローバル化の中で、州首長の音頭により、閉鎖的なムラ社会が駆逐される。</u>州の自由な創造的雰囲気の中で、NPO等の非営利民間組織の活動も飛躍的に広がる。</p> <p>7 国・県・市町村間の重層構造の徹底的な合理化が進む。各省割拠の体制は崩れ、官僚は、新しい公共を担う一員としての新規役割を探求する。</p> <p>】 指摘される課題</p> <p>1 全国と州、中央政府と州政府の政治行政運営がバランスよく協調が保たれると、実り多い成果が得られるが、それには、特に、州創設 10 年～15 年の、国の権限の州への段階的移譲の間の、<u>国会の調整機能が重要である。</u> <u>州政府は、中央政府のマクロの政策が生むかもしれない、社会に与える傷を修復する補完機能を持つ。</u>ここでも、中央と州の政策のよきバランスが求められる。</p> <p>2 州内一極集中や<u>州内地域間の格差拡大</u>や州内画一化がよくいわれるが、現在の県は簡素化しながらも、単独では自立できない市町村の補完のため、なお相当期間存続せざるを得ないであろうし、また、折角これまで集積した<u>県都としての社会的、経済的、文化的なサービス情報機能は、</u>広く行政以外に<u>一層拡大させるよう、</u>官民双方で努力する必要がある。</p> <p>3 <u>公的部門の職員の地域間移動（転勤や出張といった定期的移動）を意識的に高める必要がある。</u>移動は情報を運ぶ。利潤動機による必要のない公的部門にこそ、経済合理性の歪みを修正することができる。ここでも、市場と公共のバランスが大切である</p> <p style="text-align: center;">（備考）州内の自治体職員の全体的または部分的な、共通採用、共通移動のシステムをもつことは、職員の広域的な移動と能力のレベルアップに役立つだろう。</p>
<p>道州制が目指す国の姿</p>	<p>1 八州分権体制と基礎自治体の自立（八州の八の数字に拘らない） 中央集権体制に代わる分権型国家の基本像</p> <p>2 経済規模では相対的に低下するが、豊かで安心できる、質の高い社会 外国のどこの国の人でもが、そこに住み、そこで働きたいと憧れるような、経済的にも社会的にも、豊かで質の高い社会。</p>

	<p>3 各州独自の発展を基礎にしたバリエティーに富んだ日本</p> <p>4 各州に蓄えられた力を基礎に、積極的な国際貢献に精彩を放つ日本</p>
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>(1) 政治制度</p> <p>1 連邦制の形成とは逆方向の形成過程、日本型の州制度 単一国家の国政機能の州への分割、連邦制とは逆方向の州形成である。州の独自性という点では、限りなく連邦制の州に近づくが、究極、日本という共通の基盤から離れられない。</p> <p>2 全国と州、中央と州の、統合と分立のバランスをとることが、最重要課題である。 州創設後の過渡期（10年～15年と想定）には、独自の州議会を設けず、国会が議会権能を掌握する。州出身国会議員に、州事項に関し議決権の優越を与える。一つの州に適用する法律の制定を認める。過渡期間を経過し、一応州政を経験した後に、独自の州議会の設置を決定する。</p> <p>(備考) 州の財源（後の項で述べる）</p> <p>3 地域に根ざした州政府、県の合併を必要としない。 (別紙[地域に根ざした州政府])</p> <p>(2) 中央政府の縮減・再編 ・州創設には、当然、国政全体の再編への視点必要。 地方支分部局の問題など、黙っていても、州創設の場合の再編の対象になる。</p>
<p>国と地方の役割分担</p>	<p>国と道州、県、基礎自治体間の役割分担である</p> <p>(1) 役割分担の基本的考え方</p> <p>1 中央と州の役割分担と協調補完関係 <u>中央は国家の統治・州は社会づくり人づくりの理念の下に、中央は外交、防衛、法秩序、通貨等、国家統治に関する事項を司り、教育、社会福祉、産業、環境、社会資本等の内政分野は、全国的な共通事項を除き、政策の策定及び実施運営を国から州に移管する。</u> 中央と州は補完関係にある。中央の画一政策の生み出すギャップを、州が補正し、政策の隙間を埋める。</p> <p>2 中央と州の権限配分の三つの基準 国会は、立法の都度、中央と州の権限を、条項ごとに振り分ける。 絶対基準 州による修正は許されない。日本国民として、一律に同質同程度の恩恵が与えられ、義務が課せられる。州による修正は許されない。</p>

最低基準 州による上乗せ修正が認められる。(初期は、上乗せ修正が多いであろう。)

標準 中央として示す政策の方向、ガイダンス。拘束力をもたない。

時の経過につれ、政策決定は、中央策定 - 州実施から、次第に州策定 - 中央調整へ向う。

3 中央・州の職員に共通人事システム

職員は新しい人事制度に基づく中央・各州を通じた共通の採用、異動のルールの下で、中央、各州間を涉り歩く。開放性を重視し、中央・各州間の新しい割拠意識の発生を排除する。

(2) 道州の役割

州は、現在の各省が所管する内政分野のうち、全国的共通事項を除く幅広い分野で、中央の一般的なマクロの方針と協調しながら、問題に対して、独自の政策立案立法権能と独自の財政力をもって、迅速に具体的な制度化、インフラ構築を行い、対処する。また、その実施運営を的確に行う。これまでの遠い国政が、人々に身近なものとなる。

(3) 基礎自治体の役割

1 基礎自治体の自立は、地方自治の本来の姿。県は、権限、財源、人材を移譲して、これを支援すべきである。上に県を戴かないでも自立できる姿が理想。しかし、現実には、単独では自立できない市町村を補完するための、県存続の必要性はなお当分の間続く。松下幸之助さんのいう「簡県」(簡素化された県)である。

(備考)なお、市町村が自主的に連合を結成して、広域の地域経営を営む方向へ向うことは、望ましいことである。

2 指定都市の場合に象徴される県市二重構造の問題は、道州制の問題とは別次元で解決を模索すべきである。その上で、州を創設する場合に、組織論とは別個に、適材適所の観点から、二重構造の顕著な県から多く州へ職員を出向させ、国からの職員の出向と合わせて、人材供出による国・県合作による州を印象づけることが適当であろう。

(備考)組織論としては、州は、古い組織のしがらみを持たない、全くの新設で、いかなる国や県の組織の延長でもない。

(4) 国と道州、道州間の調整等

調整の主役は国会であることを、前節で記述。

地域に根ざした州政府

1 九州・近畿・東北等の、地域に根ざした州政府を創る

州の前身・前座の機構を内閣につくる。

前座とは、 地域圏会議、例えば「九州会議」

- 担当大臣、知事その他自治体の長で構成。

政策機構として「九州政策庁または委員会」。

要点は二つ

事務所を現地に置くこと。

国・自治体からフィフティ・フィフティで職員を出向

2 国が分割分権を意思決定し、地域が全面的に賛成すれば、成立する。

地域の意思は、最終的には地域の住民の投票によって決まる。県の合併とは別問題。

州区域決定に対する賛否を含めた、投票による意思表示となろう。

(備考) 1 直接地域に根ざした州政府。

県の合併を必要としない。合併の混乱。

固定観念(道州制=県の合併という)からの脱却必要。コペルニクスの転回。

3 前座の地域機構の設置は、政治が決めれば、官は反対できない。

各省割拠の体制打破、地域を基盤に各省政策の総合化には、誰も反対できない。

国と地方の役割分担等について

<p>ご氏名</p>	<p>高 橋 はるみ</p>
<p>道州制のメリットと指摘される課題（問題点）</p>	<p>道州制のメリット</p> <p>東京一極集中の緩和</p> <p>道州制により決定権限や財源が地方に移ってくることで、東京の省庁に陳情要望を繰り返す必要がなくなる。自ら決めて行動することで地方に活気が生まれ、お金や情報を求めて人も企業も地方に集まる。道州制は首都機能の分散につながる。</p> <p>地方の独自性の発揮</p> <p>決定権限や財源が地方に移ってくることで、全国一律ではない地域独自の「くにづくり」が可能となる。経済活性化や国民生活の向上に向けて、それぞれの地域の特性を活かした様々な取組が可能となる。</p> <p>打てば響く協働の「まちづくり」</p> <p>決定権限や財源が地方に移ってくることで、住民の声が行政に反映されやすくなり、住民がまちづくりに参加することで活気が生まれる。個々の地域が抱える課題解決にあたって、計画段階から住民が参加することで、住民の意識が高まっていく。</p> <p>道州制の指摘される課題（問題点）</p> <p>国民意識の醸成</p> <p>道州制は単なる制度論、行政システム論として構築していくだけでは十分ではない。制度をいくら変えても、地域の人たちがそれを自分たちの発想で使いこなせなければ意味がない。地域の人たちが、自分たちで決めて行動する気概を持つ、中央ではなく地域で決めさせて欲しい、その代わり責任も持つ、という気概を持つことが重要。そのための国民意識の醸成が不可欠。</p> <p>地域主権型社会にふさわしい税財政制度の構築</p> <p>道州制の下においても、地方自治体が財政的に完全に自立することは困難。各地方自治体はその役割に応じて行政を担えるような財源の確保が可能な税財政制度の構築が必要。</p>

<p>道州制が目指す国の姿</p>	<p>地域主権型社会の構築</p> <p>中央集権型の仕組みは、これまで日本の発展を支えてきたが、ナショナルミニマムが一定程度達成され、社会の成熟化、多様化が進むにつれて、全国一律の仕組みでは、既に始まっている少子高齢化社会における課題の解決や多様な個性を持つ各地域の潜在力を活かすことが困難になってきた。</p> <p>このような状況を乗り越えるためには、国任せにするのではなく、地域のことは地域自前で、しかもできる限り住民に近いところで物事を決めることができるような地域主権型社会を創り上げていくことが必要。</p> <p>そのような社会の下では、住民それぞれが、自分たちの抱える課題や目標に向かって、知恵を絞り、みんなで議論して取り組んでいくことによって、地域にやる気と元気が生まれ、創意工夫やチャレンジが生まれる。そして、失敗を恐れずチャレンジするところに初めて成功が生まれ、日本を豊かにしていく。</p>
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>現行憲法の下での道州制</p> <p>道州制の制度設計にあたっては、国の立法権を分割するという意味での連邦制にまで踏み込むとなると、憲法改正を要することとなり時間がかかってしまうことから、現行憲法の枠内で最大限の地方自治を実現するものとしての道州制を検討すべき。</p> <p>中央省庁の解体再編も含めた抜本的改革</p> <p>道州制は、ただ単に都道府県が合併すればいいとか、国の出先機関と都道府県が一緒になればいいというものではなく、国の中央省庁が持っている権限も大胆に地方に移すことによって実現する取組み。</p>

国と地方の役割分担

補完性の原理に基づく道州制

道州制の基本となる考え方は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組みが行われるようにすること。つまり、個人ができることは個人で行い、個人でできないことを家族や友人が行う、家族や友人でできないことを地域社会や民間活動が行う、地域社会や民間活動でできないことがあって初めて行政が補完する。さらに、行政においても、住民に最も身近な基礎自治体である市町村がまず行い、市町村でもできないことを広域自治体である道州が行う、道州でも対応できないことを国が行うという「補完性の原理」の考え方。

国と地方の役割分担の基本的な考え方

市町村

地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する。

(例) 高齢者・障がい者などの福祉、公立幼稚園・小中学校の設置、地域産業の振興、廃棄物対策、生活道路等の整備、地域限定的な治山・治水 など

道州

市町村を補完する行政主体として、広域的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、高度な技術や能力を要し負担の大きな事務を担う。

(例) 高度医療の確保、広域的・専門的な学校教育、広域的な農林水産業基盤整備、国定公園等の自然公園整備、広域的な道路整備、広域的な治山・治水 など

国

外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどに役割を限定する。

(例) 医師等の一定業種の資格制度、基本的な教育制度や全国的な基準の設定、民法や商法等の司法制度、特許や著作権、通貨、国際的な取り決めの推進、建築物などに関する最低基準の設定、気象、安全保障、テロ対策 など

国と地方の役割分担等について

<p>ご氏名</p>	<p>中村邦夫</p>
<p>道州制のメリットと指摘される課題（問題点）</p>	<p>(メリット)</p> <p>わが国経済の持続的成長と国民生活の向上の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グローバルな視点による地域経営の実践を通じた広域経済圏の確立 2. 地域における行政サービスの質的向上 3. 国・地方を通じた行財政改革の実現 4. 統治機構の見直しを通じた政策立案・遂行能力の向上 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、道州、基礎自治体それぞれの位置づけ、役割と権限 ・ 中央省庁の再編 ・ 道州間の財政調整のあり方 ・ 首都の位置づけ、大都市制度のあり方 ・ 相対的に経済活性化が遅れている地域の取扱い ・ 道州への移行プロセス、先行的導入に向けた制度設計 ・ 憲法を含む必要な法体系の整備
<p>道州制が目指す国の姿</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個性ある地域づくりと分散型国土・経済構造の形成による国際競争力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活力が向上 ・ 東京一極集中の是正に寄与 2. 官と民、国と地方の役割の再構築、地域コミュニティの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行政の透明性の確保 ・ 道州は広域的な施策の企画・立案・展開、基礎自治体はより住民に近いサービスを担う。 3. 国・地方を通じた行財政改革の実現

	<ul style="list-style-type: none"> ・政治のあり方、国会・地方議会のあり方にも大きな変化 <p>4. 地域づくりにおける主体性の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の意思がより反映されるかたちで地域づくりが実現
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁の出先機関である地方支分部局を廃止して、その機能を道州が担うことで、国と地方の重複行政が解消し、行政が一元化されると同時に、国・地方を通じた財政健全化も図られる。 ・国会や地方議会のあり方が変化し、国会議員は国益に直結する政策に注力することができ、国政選挙の争点は絞られ、政策本位の政治が実現することが期待される。
<p>国と地方の役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、外交、防衛、司法、通貨政策、マクロ経済政策、国家としての競争力に関わる科学技術政策など、必要最小限のものを重点的に推進する。 ・補完性の原則に従って、内政上の政策は道州と基礎自治体が担う。

国と地方の役割分担等について

ご氏名	長谷川幸洋
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	中央依存でなく、自立した各道州が互いに競争し合うことで、新たな成長の芽を見いだしていくことが可能になる。言い換えれば、各道州が本当に自立するために、財源と権限を獲得できるかどうかが課題になる。
道州制が目指す国の姿	日本は自立した主権をもつ道州の集合体になる。すなわち分権型道州国家になる。
道州制と国家の統治機構との関係	国が担うのは防衛、外交、通商、通貨（金融）、生活・社会保障の最低保障まで。人権と市民権の基本は国が保障する。財政は国と道州が分担する。司法も最高裁を国が受け持ち、地裁、高裁レベルは道州に任せればいい。
国と地方の役割分担	上記の通り。

国と地方の役割分担等について

氏名	宮島 香澄
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none">* 行政の決定権が住民に近くなることにより、実態に即した行政になるとともに、住民の行政への責任感が増す。 (財政状況に対する住民の意識などが変わる) * 自治体の自由度が増し、自治体の一部に見られる依存的な姿勢の解消が期待される。 * 弊害が目立つ中央集権体制から脱皮する。 * 地方が独自性を発揮し魅力を増すことで、東京一極集中から分散する。地域同士の競争によって全体が活性化し格差縮小が期待される。 * 国としてのリスク分散 * 環境・インフラなど広域の課題に効率的に対応できる。 * 経済のグローバル化の中、地域の国際競争力が増す。 * 国と自治体の二重行政の解消

道州制への移行で、期待しているのは住民の自治意識の変化である。

どう効率的にお金を使うか、何が本当に必要か。予算取材などを通じ「補助金獲得のための運動」と、「実質的決定権者と現場に距離があること」に疑問を感じていた。

また現状で、住民は「国」といえば自分の財布と関係ない「打出の小槌」のように思ってしまうか、国の財政が厳しいと認識はしていてもそれが自分の実生活と結びつかないという側面がある。

財政への責任も含めて「自分たちの行政」と国民が思い自分たちで変えられることを実感することで、国全体が活性化し財政悪化に歯止めがかかると期待する。

< 課題 >

* 国民は、地域の自由度が増す結果地域格差が拡大するという心配を持っている。社会保障や教育などで、ナショナルミニマムに関する国民の合意が必要。

* 県単位の郷土愛やアイデンティティへの影響。
国家としての一体性への影響をどう考えるか。

* 道州間の財政調整

* 自治体の職員の意識と能力にばらつき？

* 国民の理解と納得をどう得ていくか。

	<p>また、道州制への移行をとどめる要因ではないが</p> <ul style="list-style-type: none"> * 現在都道府県を前提としている業界への影響 * 自治体の政策が人気取り政策に偏る危険 <p>を心配する声があることに留意。</p>
<p>道州制が目指す国の姿</p>	<p>それぞれの地域が住民の意向を反映した独自性を発揮して輝き、地域としての国際競争力を増す。</p> <p>外国の旅行者にもアピールする魅力的な都市があちこちに見える。</p> <p>自立した自治体の集合体として国があり、外交や防衛、あ安全保障、災害、国家プロジェクトになどにあたる。</p>
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>まず、基礎自治体が身近な行政を担う。不可能なところを道州が補い、そのまた不可能なところを国が補う。国の出先と自治体の二重行政は解消する。</p> <p>国の職員は、国の方向性や長期的な国のあり方にかかわる厳選された仕事を担う。連邦制ではないので、法や税制の骨格は国が担う。</p>
<p>国と地方の役割分担</p>	<p>国は外交・防衛・安全保障・通貨政策・市場などの最低限の共通ルールなど、国が行う必然性がある仕事に限る。</p> <p>最大限できることを基礎自治体が担い、道州は担えないことや広域対応の課題に対応する。</p>

国と地方の役割分担等について

氏 名	北海道経済連合会 南山 英雄
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>【メリット】</p> <p>中央集権制度は歴史的役割を終え、国、特に地方の活力を抑制する弊害が目立ってきており、その結果生じた歪みを是正。</p> <p>地域自らの責任で、各地域の実状に応じた政策や「選択と集中」が行われ、地域の特性を活かした社会の構築と活性化が可能。</p> <p>地域住民が自ら考え行動し、元気ある国づくりの実現</p> <p>【課題（問題点）】</p> <p>道州からの分権の受皿となる基礎自治体の行財政基盤の強化</p> <p>道州間の財政調整制度</p>
道州制が目指す国の姿	<p>道州制の基本となる考え方は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組みが行われる仕組みをつくることである。</p> <p>個人や地域住民が主体的に考え、行動することが重要であり、また、国や都道府県よりも住民に近い市町村が主体となって取組みを進めることで、住民ニーズや地域の個性が反映される元気な国づくりを実現する。</p> <p>そして、それぞれの道州が自らの創意と工夫に基づき、地域の実情と特性に応じた諸施策をとることによって、地域が活性化し、道州が競い合いながら日本全体の発展を目指していく。</p>

<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>道州制は、都道府県に代えて新たな広域自治体として「道州」を設置し、基本的な自治の構造を市町村（基礎自治体） - 道州（広域自治体） - 国の3層制に変えていくことである。</p> <p>道州制は、地域のことは地域で、しかもできる限り住民に近いところで決められるようにする地域主権型社会の実現を目指すものであり、この為、国と道州の役割分担を明確にした上で、その役割に見合う権限を道州政府に移譲することが道州制の根幹である。</p> <p>道州と市町村の関係は、市町村が道州の指揮監督下にあるような上下関係ではなく、基礎自治体 - 広域自治体としてお互いの役割分担の上で住民福祉の向上を図る対等な関係になるべきである。</p>
<p>国と地方の役割分担</p>	<p>国と地方の役割分担は、「補完性の原理」に基づき、住民に身近な行政事務を市町村が、次いで市町村に出来ない事務や広域で実施した方が効率的・効果的な事務を道州が担い、最後に全国的視点で行うべき事務・事業を国が担うのが基本的考え方である。</p> <p>【市町村の役割】</p> <p>まちづくり、保健・医療・福祉、基礎教育、生活道路整備、効果が市町村内に限定される経済開発など、地域に密着した行政分野を総合的に展開する。</p> <p>【道州の役割】</p> <p>道州経営全般に係る経済・社会政策の立案と市町村の範囲を超える事業、市町村間の調整やサポートなどを担う。</p>

【国の役割】

外交・防衛、司法、金融財政政策、基幹交通網（新幹線・高速道路等）整備など全国的な視点から行う事業、及び道州の専門サポートに限定する。

国と地方の役割分担等について

ご氏名	(社)東北経済連合会会長 幕田圭一
道州制のメリットと指摘される課題(問題点)	<p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県単位では効果が限定的な社会資本整備や国家的プロジェクト、産業誘致、観光推進等に関し、財政・権限が集中された道州政府の下で、広域的な地域戦略・連携策が構築され、自立的な政策展開が図られる。 ・ 国の地方機関事務の大半を道州政府に移譲することで、広域的な社会資本整備や交通運輸、産業・環境政策ならびに国土保全等の諸施策について地域実情や住民意志を反映させながら総合的に展開することが可能となる。 ・ 国と都道府県や基礎自治体間で重畳的な行政サービスを解消することで、行政コストの削減も見込まれる。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機能は外交、国防、司法、通貨管理などに純化した上で、大半の業務を道州に移譲し国の地方支分部局等も道州に再編・吸収するという、国家の確固たる気構えが必要である。 ・ 自立した総合的な行政主体としての道州制を考える上では、道州間に偏在する経済・財政力の格差を縮小させて、道州民への最適な行政サービスを確保するための財政安定化システム・財政調整制度の構築が欠かせない。 ・ 現段階での高速交通体系等の社会資本整備状況や医療・福祉等の公的部門の住民サービスの地域間格差を道州制移行後に委ねることは、ナショナルミニマムの観点ならびに行政サービス達成の面で著しく均衡を欠くと考えられる。殊に、国土の二割を占める中で人口が一割の東北

	<p>では、この影響は極めて大きい。道州制以前に極力地域間格差を解消するような施策と環境整備が必要である。</p>
<p>道州制が目指す国の姿</p>	<p>今や、わが国は経済大国としての社会の成熟化を迎え、近年急速に少子高齢化や人口減少が進む中で、医療・教育サービスにおいても地域格差が進行しており、もはや中央集権による全国画一的な施策では限界を見せている。</p> <p>また、経済のボーダーレス化やITの進展により、中央政府に經由せずに、地域が独自に地域特性に応じた施策を講じたり、海外に地域ブランドを自ら発信することで、地域も自らの力と工夫で特色を創出することが求められている。</p> <p>このような社会経済の変化の中で、わが国においては、地域の活力を導き出す施策が重要で、道州制も有力な選択肢の一つとなり得る。</p> <p>東北経済連合会では、道州制の意義を「地方分権の推進」に置くものである。これは、中央省庁の統廃合も含めた見直しによる「国と地方の役割再編」「国の統治機構全体の再構築」「効率的な行財政システムの確立」の上で、究極には基礎自治体を基盤とする地域住民の豊かさを実現することに他ならない。</p> <p>換言すれば、東北地方の自立的発展や経済の活性化、地域住民の豊かな暮らしを実現することが、道州制が目指す国の姿になるのではないかと考える。</p>

<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>国家は、統治機構の観点から、「外交」「国防」「司法」「通商」「通貨管理」「国税徴収」等のように「国家としての存続にかかわる事務や、全国的に統一して定めることが不可欠な制度・事務」を担うものとする。</p> <p>上記以外は、原則として道州政府または基礎自治体に権限・財源・人材共に移譲すべきであり、移譲先が道州政府か基礎自治体であるかは、近接性・補完性の原理から、十分に検討を加えるべきであると考えます。</p> <p>なお、広義の国防・安全保障という観点から見ると、自給率の低い食料や資源エネルギーに関する基本政策の立案については、道州政府だけではなく国の関与が必要であると認識している。</p> <p>また、警察・治安機構に関する現行の「都道府県警察」機構についても、道州制になった場合の警察組織の単位や設置のあり方と国との関係を十分に論議・検討すべきものと考えます。</p>
------------------------	---

<p>国と地方の役割分担</p>	<p>国と地方の役割分担の中では、地方分権の受け皿となる「基礎自治体」の充実が欠かせない。</p> <p>因みに、現在1,800程度に収斂した基礎自治体は、東北7県では266に上る。その中で、現行の一基礎自治体における人口を見ると、全国平均が70,000人に対し、東北は46,000人に過ぎず、基礎自治体の単位面積も全国平均よりも広い現状にある。</p> <p>道州制議論では、基礎自治体をさらに収斂すべしとの論議もあるが、平成の市町村合併の検証が十分に行われないうちで、さらなる収斂論議は、道州制における基礎自治体のあり方にも大きく影響を及ぼしかねないものである。</p> <p>地域住民への住民サービスや住民自治にも直接影響を与える基礎自治体を考える場合には、「行政組織・統治機構としての効率性」「行政サービスの提供主体としての地域密着性」「地域開発・産業振興の中心としての主体性」の側面も十分に踏まえる必要がある。</p> <p>その上で、地理的特性・人口・面積・権限・財源・人材・経済産業基盤の構築度合いなど、あらゆる観点から、真摯な検討と検証が必要であると考えられる次第である。</p>
------------------	--

国と地方の役割分担等について

ご氏名	丸森仲吾
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	地域の自主性や特性を引き出し、個性ある豊かな地域づくりが可能となる。 しかしながら地域住民全体への意識の浸透等が課題。
道州制が目指す国の姿	国の役割は、外交・防衛・社会保障等に絞り、その他の内政に関する業務を各地域が同州、基礎自治体で役割分担し、責任を持って運営。
道州制と国家の統治機構との関係	各道州から選ばれた議員による議院内閣制。 2大政党的なものが望ましい。
国と地方の役割分担	と同様

国と地方の役割分担等について

基本的な考え方

「地方分権改革の推進」、「効果的な統治システムの再構築」等を目指す国家基軸の確立。

氏名	犬島伸一郎 <北陸経済連合会 副会長>
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>制度設計等にあたって配慮すべき事項</p> <p><目指すべきメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活力や主体性を真に高めること。 <p><回避すべきデメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的に住民自治が行える規模の確保。 ・制度設計に起因する道州内、道州間の格差拡大等。 ・今後の国民的議論を進めるにあたって「地方切り捨て」ととられないような制度設計。
道州制が目指す国の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村の間で複雑に入り組んでいる行財政システムを効果的、効率的に再編し、国や自治体の機能を強化すること。 ・「公」の世界においては、「私」の世界にも増して、公平や惻隱の情等が必要。
道州制と国家の統治機構との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は単一民族国家であり、国土もそれほど大きくはないので、「連邦制」を採る必然性は無いと考える。 ・国家としてのアイデンティティを確保した上で、現場のニーズに即した行政対応の実現や、行政システムの効率化を図るため、法令規律密度の緩和を行うべき。
国と地方の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に近い「基礎自治体」で担えることは「基礎自治体の役割」。 ・国家存立の基盤に関わることや、国家戦略として行うべきことは「国」の役割。 ・「広域自治体」 = 「国」^(マイナス) - 「基礎自治体」

以上

国と地方の役割分担等について

ご氏名	川口 文夫(道州制協議会委員/(社)中部経済連合会会長)
道州制のメリットと指摘される課題(問題点)	<p><メリット></p> <p>県境を越えて広域化しているヒト・モノの流れに対応するべく、行政サービスの主たる提供者である都道府県を道州にすることで、その権限と責任が及ぶ範囲を拡大できる。</p> <p>より住民に近い基礎自治体が住民とともに考え、創意と工夫を凝らした「地域経営」を実践できる。</p> <p>各圏域が切磋琢磨することによって、東京一極集中から脱し、わが国に多極の成長センターを創ることが期待できる。</p> <p>受益と負担の関係、および意思決定の透明性が高まり、行政の透明度を高め住民参加を容易にできる。</p> <p>国と地方の役割分担を明確にし、事務事業ごとに実施主体を極力ひとつにすることで、事務事業の重複や不透明な関与を排して効率的な行政を実現できる。</p>

国と地方の役割分担等について

ご氏名	川口 文夫(道州制協議会委員/(社)中部経済連合会会長)
道州制のメリットと指摘される課題(問題点)	<p><問題点></p> <p>「平成の大合併」の経緯を踏まえ、特に農山漁村において行政サービスの低下を招くとの懸念がある。</p> <p>住民の生活に近い場所で行政を行うべく、道州への移行に際して基礎自治体へのより一層の分権が必要。</p> <p>また、州政府が地域住民や企業に直接関わる業務を執行するために、州内の主要都市に地方事務所を設置して便益を向上させるなどの対策が必要。</p> <p>人口・産業が集積している道州とそうでない道州との間に経済格差が存在し競争が生まれないと懸念がある。</p> <p>道州間の競争を通じた国全体の活力の向上を実現するために、移行に際してイコールフットイング策の検討が必要。</p>

国と地方の役割分担等について

ご氏名	川口 文夫(道州制協議会委員/(社)中部経済連合会会長)
道州制が目指す国の姿	<p>各圏域が切磋琢磨することにより、多極の成長センターを持つ。</p> <p>東京一極集中から脱し、地方が(地方に暮らす人が)元気になる。</p> <p>より住民に近い基礎自治体が住民とともに考え、創意と工夫を凝らした「地域経営」を実践する。</p> <p>負担と受益の関係、および意思決定の透明性を高めて、住民が行政への参加意欲を増す、参加が容易にできる。</p> <p>国と地方の役割分担を明確にし、事務事業ごとに実施主体を極力ひとつにすることで、事務事業の重複や不透明な関与を排して効率的な行政を実現する。</p>

国と地方の役割分担等について

<p>ご氏名</p>	<p>川口 文夫(道州制協議会委員/(社)中部経済連合会会長)</p>
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>< 政治制度 ></p> <p>道州は現行地方自治法に定める「広域の地方公共団体」とし、国 - 広域自治体 - 基礎自治体という3層構造を保つべき。</p> <p>ビジョン懇談会においても「道州のあり方・移行時期は多様であることを容認すべき」との意見があるが、速やかに国から権限を移譲するためには、道州は単一制度とし、移行時期も一斉である方が望ましい。</p> <p>他方で（第29次地方制度調査会の議論を見守る必要もあるが）道州内の基礎自治体のあり方は各道州で検討・決定する問題と捉えるべき。</p> <p>人口規模別に全国一律の大都市制度を設けるのではなく、それぞれの基礎自治体の能力に応じて道州と基礎自治体が協議の上で権限移譲することが望ましい。</p> <p>< 中央政府の縮減・再編 ></p> <p>地方支分部局を廃止し、現在行っている事務事業は道州単位に再編する。</p> <p>国から道州の事務事業に対して、関与・義務付け・重複が極力生じないように、権限と財源を移譲する。その結果として、中央省庁の数も人員も縮小する。</p>

国と地方の役割分担等について

ご氏名	川口 文夫(道州制協議会委員/(社)中部経済連合会会長)
国と地方の役割分担	<p>< 基本的な考え方 ></p> <p>国は、国家的基盤の維持や全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定する。</p> <p>具体的には、外交・防衛・通貨・金融等を担う。</p> <p>道州は、圏域全体の視野に立って、地方の特性に合わせた細やかな行政運営を行う。</p> <p>具体的には、税の徴収（関税を除く）のほか、産業振興、社会資本整備（道路・航空・港湾・地山治水）、治安維持（警察）、高等教育等を担う。</p> <p>基礎自治体は、地域住民の生活に密接に関係する行政を行う。</p> <p>具体的には、福祉、医療、都市計画や農山漁村の振興等を行う。</p> <p>< 国と道州、道州間の調整 ></p> <p>財政調整については、道州制移行後一定の期間を置いて国が関与する垂直的な調整（地方交付税交付金）は極力縮小し、道州間の水平的な調整を主とすべき。</p> <p>具体的には、各道州が拠出する基金を創設し、富裕な県から財源に乏しい県への財源移転を行う。</p> <p>権限・財源等をめぐって道州相互の（または道州と中央省庁の）争いが生じる場合に備え、各道州からも中央省庁からも独立した裁定・調整機関を国に設置することが望ましい。</p>

国と地方の役割分担等について

氏名	村 上 仁 志
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>分権型の道州制を前提として、次のメリットを期待する。</p> <p style="padding-left: 40px;">多様で個性豊かな分権型国家・社会を実現</p> <p style="padding-left: 40px;">地域単位での経済・産業競争力の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">地域の自立と住民自治の確立</p> <p style="padding-left: 40px;">中長期的な行革効果</p> <p>問題点としては、道州制が中央からの押し付けで画一的に導入された場合、中央集権体制が温存ないし強化される恐れがあること。</p>
道州制が目指す国の姿	<p>【再掲】</p> <p style="padding-left: 40px;">多様で個性豊かな分権型の国家・社会</p> <p style="padding-left: 40px;">地域単位での経済・産業競争力の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">地域が自立し、住民自治が確立する</p> <p style="padding-left: 40px;">中長期的な行革効果</p>
道州制と国家の統治機構との関係	<p>道州制の導入は、強固な中央集権型のわが国の統治機構全体を抜本的に改革することと同義であるべき。したがって、以下の条件を満たす分権型の道州制でなければならない。</p>
国と地方の役割分担	<p style="padding-left: 40px;">道州を広域自治体と位置づけ、地域経営の主体とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">国から道州へ大幅に権限・財源を移譲する。</p> <p style="padding-left: 40px;">道州に移譲する権限にかかわる国の地方出先機関は廃止する。</p> <p style="padding-left: 40px;">現行の都道府県から基礎自治体へ権限・財源を移譲する。</p> <p>役割分担を見直すにあたっては、補完性の原理をベースに「地方でできることは地方に」を徹底する。また、道州ごとの多様な地域特性に応じて独自の地域経営と適切な行政サービスの提供ができるよう、選択肢の多いフレキシブルな制度を全国的に導入すべきである。</p>

国と地方の役割分担等について

氏名	篠崎由紀子
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>メリットは、東京一極集中と地方の低迷や疲弊という現状の全くの裏返しである。さらに人口減少の定常社会にあつては、基礎自治体であれ、道州であれ、決定権を持ち、限られた財源の配分の際しても、自ら選択することで結果に責任を持つとともに、納得もできるわけで、国民の満足感が高まり、安定した国づくりにつながる。</p> <p>また、基礎自治体を中心に地域づくりを行えば、地域の個性を活かした多彩な道州圏域が形成できる。</p> <p>課題は、前回提案に記したように、中央政府に依存するのではなく、自分たちで地域をつくりあげていくという自立した市民意識の醸成と参画のしくみが必須であり、住民の主体的な参画抜きには、基礎自治体の放漫経営、硬直化や道州への集権、肥大化の弊害が生じる。</p>
道州制が目指す国の姿	<p>前回の提案「道州制の理念・目的」の中段に述べているとおり、日本全国どこに住んでも、国民一人ひとりが生涯を通していきいきと暮らし、豊かな人生を全うできる国。住民が自分たちで地域をつくりあげ、地域の個性を誇り、輝く国。加えて中央政府の外交防衛努力の成果として、国際社会で存在感があり、尊敬される国が、道州制が目指す国の姿である。</p>
道州制と国家の統治機構との関係	<p>統治機構を中央から見る視点では、分権社会の望ましい姿とはいえない。まず地域と住民のニーズに身近でもっともよく知る基礎自治体が権限と財源を持ち幅広く対応する、基礎自治体のできない広域の地域経営を、適切な規模を持つ道州が担う。国家の統治機構は、国内においては広い意</p>

	<p>味での調整機構となるのが望ましい。したがって、再編、絞り込みがなされるべきである。</p>
国と地方の役割分担	<p>基本的には、第28次地方制度調査会の答申の「国と道州の事務配分に関するメルクマール」の方向でよいと思う。ただ、留意すべきは「道州において実施することが困難であり、または効率的でない」や「本来国が策定する必要のある」という判断の基準を明確にして国の事務が拡大しないようにすべきである。</p> <p>国の役割は、国にしかできない外交と安全保障、司法、通貨に絞り、内政に関しては、道州側の判断で“道州が担うには難しい場合に限り”国が担う、を大原則にする。</p>

国と地方の役割分担等について

<p>ご氏名</p>	<p>福田 督</p>
<p>道州制のメリットと指摘される課題（問題点）</p>	<p>【メリット】</p> <p>地方分権を推進し，基礎自治体・広域自治体・国の新たな関係（補完性の原理）の構築が可能</p> <p>地域の自立性の向上</p> <p>限界を迎えつつある都道府県制度からの脱却</p> <p>グローバル化の中における地域の経済的自立の実現</p> <p>国と地方の二重行政の是正など効率的な行政システムの構築</p> <p>【課題（問題点）】</p> <p>a．インフラ整備が不十分なブロックにおいては，道州制導入後に想定される道州間競争への対策上，導入前にある程度の整備が必要</p> <p>b．インフラ整備，経済基盤など，同一道州内での地域間格差の是正</p> <p>c．道州間には歴然とした経済力格差があるため，財政調整制度の確立に向けた検討が必要</p>
<p>道州制が目指す国の姿</p>	<p>理想的な姿として，発展を続ける首都圏が日本全体を牽引するのではなく，各地域ブロック（＝道州）が活性化し活力を向上させることにより，日本全体を押し上げる仕組みが望ましい。</p> <p>行財政システムの根幹に自助と互助の考え方を据え，集落，基礎自治体，道州の各レベルでそれぞれが自立し，相互に連携し，助け合える地域づくりとする。</p>

	<p>また、これまでのように官に依存した地域経営から脱却し、地域主体が自立的に行動して地域経営に参画するとともに、受益と負担が均衡するような制度の確立が望まれる。</p>
<p>道州制と国家の統治機構との関係</p>	<p>全国画一的な政策を行ってきた中央集権体制は、その弊害が顕在化してきた。</p> <p>内政に関する政策立案、事務・事業は、道州および基礎自治体といった地方公共団体に移譲し、国は国策に専念するべき。</p>
<p>国と地方の役割分担</p>	<p>道州制の導入により、地域の自主性を確立するとともに、地域間の互助や、基礎自治体、道州、国の間での互助が有効に機能していくためには、これまでの市町村、都道府県、国の間で確立された階層的な関係を打破し、国と地方の新たな関係を構築する必要がある。</p> <p>国と地方の新たな関係は、基礎自治体は住民に身近なサービスを行うことを前提に、基礎自治体にできることは基礎自治体が対応し、基礎自治体では対応できない事務、広域的に処理した方が効率的な事務、基礎自治体間の連絡調整事務などを道州が担い、国は残された部分を限定的に担うという「補完性の原理」をベースとして役割分担を明確にしなければならない。</p> <p>なお、ナショナル・ミニマムが大きな論点となるが、その達成度は地域によって格差があるため、基本的にナショナル・ミニマムに該当する部分は、国が責任をもって対応するべきである。</p>

国と地方の役割分担等について

ご氏名	山下 直家（四国経済連合会 副会長）
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>（メリット）</p> <ul style="list-style-type: none">・中央集権体制から地方分権社会へ移行することで、東京一極集中の是正と多様性のある国土を構築することができ、さらには、大規模災害に伴う国家リスクの分散にもつながる。・地域のことを地域で決めることが出来るため、東京指向も薄まり、地方における人材の定着が図られる。また、地方行政の運営如何が直接生活や地域振興に係わってくるため、住民や経済界も地方行政への参画意欲が高まる。・国・県・市町村での重複行政や、補助金・陳情行政、国の縦割り行政など、中央集権体制による非効率で高コストなシステムを抜本的に改革することで、行財政の効率化、経費削減が実現される。 <p>（課題・問題点）</p> <ul style="list-style-type: none">・道州制になっても、人口格差やインフラ・産業集積の違いなどから、道州間の経済・財政格差は解消できない。そのため、我が国全体の道州制が立ちゆくための道州間の財政調整システムの構築とともに、地方圏の自立や競争に必要なインフラを道州制導入に先駆けて整備推進することが必要。

道州制が目指す国の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・東京を中心とした大都市圏が、我が国および地方の発展を先導する従来の姿を改め、それぞれの地方ブロックが特性を生かし、誇りを持って生き生きと自立することで、我が国全体の発展を支えてゆく、という姿にすべき。これによって、日本全国隅々までの資源・ポテンシャルが有効に活用できる国土を作り出してゆかねばならない。
道州制と国家の統治機構との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制は、中央集権体制を廃止し、国家のことは国が、地域のことは地方が責任を持ち、権限を持つ、国・地方の分権体制を構築すること。これによって、国・地方がそれぞれ専門性を高め、行政力を強化・効率化することで日本の競争力が高まる。 ・道州への機能・権限の分散・移譲に伴い、中央省庁の再編・スリム化や、地方支分部局の廃止、道州への再編を含めた根本的な見直しを図る必要がある。
国と地方の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、「補完性の原則」に則って見直す必要がある。 ・外交や防衛、司法、通貨政策など、国家としての戦略や安全保障に関わるものは、引き続き国が行うことになるが、その他の分野については、地方が別々に行うことにより国民に大きな不公平をもたらしたり、非効率になる業務などに限って国が行い、そうでない業務については、

基本的に、すべて地方が行うべきと考える。

- ・ただし、国(中央政府)が制度の基準を決め、地方(道州、市町村)が実行の主体となる場合などにおいて、両者の政策の整合性や調整機能をどうするのかなど、十分詰める必要がある。

国と地方の役割分担等について

ご氏名 芦塚 日出美	
道州制のメリットと指摘される課題（問題点）	<p>【メリット】</p> <p>1 九州を活性化し、住民の暮らしを豊かにする</p> <ul style="list-style-type: none">・住民に身近な行政とすることで、住民が求める地域の文化や歴史、特性に根付いた地域づくり、生活空間づくりのための諸施策が可能となり暮らしが豊になる。・「九州のことは九州で決める」という意思決定システムによって、広域的な産業政策や企業誘致、基盤整備がスピーディーに行われ、九州の活性化に繋がる。・九州は一国に匹敵する経済規模と人口を有し、自然・産業集積等の優れたポテンシャルを持つことから、東アジアの拠点として、自立経済圏九州の実現が可能となる。 <p>2 現行の国・県・市町村制度の問題点を改善する</p> <ul style="list-style-type: none">・現行制度の問題の多くは、国の中央集権の制度疲労である。これは、国の縦割り行政の弊害を改善し、意思決定システムの一本化により改善できる。・近年、都道府県や市町村の区域を越える環境問題や高速交通基盤整備など広域的課題が増加。これには、県を広域的に再編した道州という新しい地方自治が有効である。・国と県の二重行政や許認可など、現行制度の申請手続きは煩雑で非効率。道州制の導入により、これらのサービスを一本化することで無駄のない効率的な手続きが可能となる。 <p>3 国と地方の危機的な財政状況を改善する</p> <ul style="list-style-type: none">・地方行政の歳出削減の課題は急務であり、市町村合併と権の合併による歳出削減効果は大きい。・なお、財政状況改善のためには、国と地方の役割分担と財源配分のあり方を見直し、大幅な財源移譲によって、地方自治体の税収と歳出の乖離を縮小し、地方自治体の財政の自己責任を高めることが重要。

<p>ご氏名 芦塚 日出美</p>	
<p>道州制のメリットと指摘される課題（問題点）</p>	<p>【課題】</p> <p>1 各地域のアイデンティティが消失し、九州全体が画一化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 道州制導入に伴い、地域の文化や歴史が消えて没個性となることが懸念される。 <p>（対応策等）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 多極分散型九州の形成を基本方針として、各地域の文化・歴史などの特色や地域資源を活用した町づくり、産業の戦略的拠点配置などによる地域振興策を実施する。 さらに市町村が身近な行政サービスの大部分を担うことで、独自の福祉、地域振興策が実施されれば、特色ある個性的な地域の誕生も期待できる </div> <p>2 道州内の地域間格差が拡大する</p> <ul style="list-style-type: none"> 道州内の過度の一極集中により、地域間格差が現在よりも拡大する可能性がある。 <p>（対応策等）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 多極分散型九州の形成を基本方針として、地域資源を活用した町づくり、産業の戦略的拠点配置などによる地域振興策により、各地域の繁栄を目指し、過渡の一極集中を緩和する。 社会資本整備が遅れている地域については、道州政府が地域間格差是正の視点から整備を優先するシステムを構築する。 </div> <p>3 県単位で事業を展開している企業の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビ局、新聞社、地域金融機関、交通など県単位で事業を展開している企業は、県境がなくなり競争が激化すると再編統合の動きも懸念される。 <p>（対応策等）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 住民にとっては競争原理によるメリットが生じ、企業もビジネスチャンスと捉えることも可能。 </div>

ご氏名 芦塚 日出美	
道州制が目指す国の姿	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="603 360 1418 784">1 小さな政府・小さな国会（権限、財源を地方に移譲した小さな国家）<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="635 461 1418 589">・ 国は、外交、防衛、通貨管理など、主として国家の存立に関わるものに重点化し、内政に関わる権限・財源は地方に移譲する。<li data-bbox="635 607 1418 685">・ 国は、対応すべき課題への高い問題解決能力を持つ政府を実現する。<li data-bbox="635 703 1418 784">・ 内政に関わる地域政策については、地方政府が決定権を持つ。<li data-bbox="603 842 1418 969">2 国有財産の地方への移譲<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="635 891 1418 969">・ これまで各省庁が持つ財産については、これを地方に移管し、地方政府が資産管理を行う。<li data-bbox="603 1032 1418 1211">3 地方債権発行の自己責任制をとる（市中調達）<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="635 1081 1418 1211">・ 地方債発行について、地方交付税を担保とする制度を改める。地方債の発行・償還について、地方の自己決定・自己責任を基本とする。<li data-bbox="603 1274 1418 1352">4 離島、過疎地域などハンディキャップ地域への対応は道州が行う

ご氏名 芦塚 日出美	
道州制と国家の統治機構との関係	<p>道州制導入により、国は、外交、国防など国家の存立に関わる役割を除き、地域政策に関わる内政面について地方に移譲する。国は地方に、各省庁の権限と財源、人材の移譲を行う。</p> <p>国は「小さな政府」、「小さな国会」を目指し、大幅な省庁再編を伴う国家システムの大改造を行うことが必要。</p> <ol style="list-style-type: none">1 小さな政府に相応しい、国家システムの大改造（各省庁の解体・再編）2 地域政策に関わる意思決定は地方議会を原則とし、地域政策に関わる国の関与を必要最小限とする。

<p>ご氏名 芦塚 日出美</p>	
<p>国と地方の役割分担</p>	<p>国の役割</p> <p>国の役割を国家の存立にかかわるものなどに限定し、国家として対応すべき課題への高い問題解決能力を持つ政府を実現する。そして内政の大部分は地方に任せる。</p> <p>国際社会における国家としての存立にかかわる事務 (例; 外交、防衛、通貨、司法、高度な科学技術開発、国際競争力強化に関する政策)</p> <p>全国的に統一して定めることが望ましい基本的な準則にかかわる事務 (例; 私法秩序の形成、公正取引の確保、生活保護基準、労働基準)</p> <p>全国的な規模や視点に立って行わなければならない施策に関する事務 (例; 公的年金、エネルギー政策、基幹的交通基盤整備)</p> <p>道州政府の役割</p> <p>道州政府は、広域的な地方公共団体として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたるもの ・ 道州が一体的に取り組むべき戦略性の高い政策に関するもの ・ 基礎自治体に関する連絡調整、補完に関するもの ・ その規模又は性質において一般の基礎自治体が処理することが適当でないと認められるもの <p>を処理することとし、その役割はできるだけ限定する。</p> <p>基礎自治体の役割</p> <p>地方自治における住民に身近な行政サービスは、市町村が自主的かつ総合的に担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、国や道州が処理するものとされているものを除き、地域における行政事務を自主的かつ総合的に処理する。

国と地方の役割分担等について

太田守明（沖縄経済同友会 副代表幹事）

道州制のメリットと指摘される課題（問題点）

（メリット）

東京一極集中の経済構造と、現在の硬直化した画一的中央集権型の行政システムを、自己決定・自己責任の原則の下、それぞれの地域特性に応じた自立した経済システムと地域分権型の行政システムに改めることで、自立的で活力のある圏域が実現される。

沖縄から見た道州制のメリット：沖縄単独特別自治州構想の実現

他の都道府県と異なる歴史、文化、地理的特性を有する沖縄を、他の都道府県よりもはるかに大きな自治権を有する自治体として位置づけようという、いわゆる「沖縄単独特別自治州構想」は、明治以来、連綿と続けられてきた議論であり、これも戦前からある日本本土の道州制議論の文脈とは本質的に異なる。

現実としては様々な問題・要因があり、沖縄単独特別自治州構想は実現してこなかったが、今般、日本全体で道州制実現に向けた動きが加速し、その内容が地方分権・地域主権、一国多制度を容認するものであるならば、多くの沖縄の先人が強く願った沖縄単独特別自治州構想が実現できる。このことが沖縄側から見た道州制のメリットである。

課題（問題点）

現行の中央集権体制の下での徴税システムでは、本社機能が所在する地域にのみ法人税が集中するため、地域間の財政力格差が生じている。江口私案で提起された税財源分離法を検討する際は、この問題を抜本的に改正する新たな徴税システムを構築した上で、財政調整制度を見直す必要がある。

また、国費分担金制度を検討する際にも、単純にGDP比で行うのではなく、米軍基地の負担や国境地域の保全等を加味して算定すべきである。

道州制が行政改革の手段として、国の地方支分局の職員を道州に移すためのものだけにしないよう常に留意する必要がある。

道州制の議論の中で、具体的な区割りをきちんと議論しないまま、経済力・人口等の道州の規模のみに着目して制度設計を進めていくと、地域の特性を無視した画一的な制度になりがちである。

道州制の議論や制度設計にあたっては、地域の地理的、歴史的、文化的諸条件を考慮するとともに、地方自治体や、地域住民の意見を幅広く聴取し、具体的にそれぞれの地域の特性に基づいた、区割りや制度になるように務めるべきである。

各地域の特性に基づいた多様な制度設計を可能としなければ、中央集権の弊害や、格差の解消は実現しないものと思われる。

道州制が目指す国の姿

多様な地域社会からなる日本、そして信頼される「東アジア共同体」の一員としての日本を目指す。そのためには、国として地域社会とアジア諸国との歴史認識の共有と経済交流、軍縮等が必要不可欠であり、また、地域に関わる国の意思決定は、補完性の原理に基づいて国と道州や市町村が協議する仕組みを設ける必要がある。

日本国という国家のなかで、中央集権を廃し、それぞれの地域で自立的な活力ある圏域が実現されることで、多様で活力の満ちた地域社会の集合体としての新しい国家像が創造される。

自己決定権及び主権を有する道州の連合体としての国

地方分権型道州制、地域主権型道州制の実現により、地域のことを地域の住民が決めることが出来る自己決定権と主権を有する道州を実現し、その緩やかな連合体として、限りなく連邦制に近い国の姿を実現することが望ましい。

地域共同体としての道州と一国多制度

昭和 38 年度の最高裁判例によれば、「(憲法上、自治体というのは)単に法律で地方公共団体として取り扱っているということだけでは足りず、事実上、住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会基盤が存在し、沿革的に見ても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等、地方自治の基本機能を付与された地域団体であることを必要とするもの」ということである。このことを前提とすれば重要なのは道州の均一性ではなく、共同体意識である。したがって、道州の制度設計は、人口や面積、担うべき事務事業に多様性があるべきであり、必然的に一国多制度となろう。

沖縄地域においては、九州・本土から大きく海を隔て、中国や台湾等のアジア諸国との国境に位置する離島からなる地域特性を活かして世界に開かれた活力ある道州を目指す。

国は、厳しい財政的な制約がある中山間地や離島を抱えた地域においても、公共サービスにおけるコスト削減努力を行うことを前提として、適切な財政調整を行い、全国的なユニバーサルサービスを実現するべきである。

道州制と国家の統治機構との関係

地域の役割、権限について国が法令を定める場合、その内容は基本的事項にとどめ、具体的な内容については地域で定める法律(条例)に委ねる。内政分野に係る全国的な統一性の確保は、一義的には州が担う責務とする。

道州の主権は、その地域の住民に帰属する。

道州は地域住民の主権に基づき、その地域の福祉、環境、安全および、文化を保持するとともに、独自性のある地域社会を作りだし、発展させることを目的とする。公共的な意思決定は、できる限り主権者である住民に近いところで行われることを原則とする。

道州と国家の統治機構の間で紛争が生じた場合は、徹底した情報公開の下、中立的な第三者機関にて解決する。

道州は、道州に関連する立法において、国会に対して法案の提出権を持つ。

国と地方の役割分担

国は、最低限の生活条件整備(教育、福祉、医療)を支援する責務を放棄すべきではない。国の役割は、外交、防衛等、国が本来果たすべき役割に限定し、内政については原則地方が担うものとする。

地方が担う役割については、原則地方が決定権を持ち、企画立案から執行までを一貫して行う。

国と地方の役割分担については、補完性の原理の原則から、市町村 都府県 国という議論の筋道を経て、その役割分担を決めていくべきである。その際、地域特性に応じた多様性のある役割分担を実現することが、活力があり自立した地域社会の実現のために重要である。

国の役割とされる外交や防衛、国境管理、金融等に関する事項についても、住民や地域社会の視点から、国と地方の役割分担を見直すべきである。特に、基地所在地域の負担や基地返還跡地利用対策については、歴史的な経緯を踏まえた国の責務を鑑み、地域と国が直接協議できる仕組みや国から地方への権限の付与、国の支援などが必要不可欠である。沖縄地域においては、九州・本土から大きく海を隔て、中国や台湾等のアジア諸国との国境に位置する離島からなる地域特性を活かすため、関税権や出入国管理権等の国の国境管理に関する権限を地域に移譲し、もって世界に開かれた活力ある道州を目指す。